

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター

<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル 0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル 0120-540-558

TEL（携帯電話から） 03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。



※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。

もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

長野財務事務所	026-234-2970	
長野県消費生活センター		
北 信 026-217-0009	南 信 0265-24-8058	
中 信 0263-40-3660	東 信 0268-27-8517	
消費者ホットライン ※お近くの市町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188	
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640	
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374	
法テラス長野	050-3383-5415	
長野県弁護士会「クレ・サラ無料法律相談」※電話で受付・面談による相談		
長 野 026-232-2104	松 本 0263-35-8501	
上 田 0268-27-6049	諏 訪 0266-58-5628	
佐 久 0267-78-3901	伊 那 0265-98-0088	
飯 田 0265-48-5722		
長野県司法書士会	026-232-7492	
長野県司法書士会「消費者トラブル・少額トラブル相談」	026-233-4110	

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
長野県司法書士会	026-232-7492

市区町村の相談窓口

長野市	長野市消費生活センター	026-224-5777
松本市	松本市消費生活センター	0263-36-8832
上田市	上田市消費生活センター	0268-75-2535
岡谷市	岡谷市消費生活センター	0266-23-4811 (内線1228)
飯田市	飯田市消費生活センター	0265-22-4530
諏訪市	諏訪市消費生活センター	0266-52-8199
須坂市	須坂市消費生活センター・特殊詐欺被害防止センター	026-213-7188
小諸市	小諸市消費生活センター	0267-31-5100
伊那市	伊那市消費生活センター	0265-96-8165
駒ヶ根市	駒ヶ根市消費生活センター	0265-83-2377
中野市	中野市消費生活センター	0269-22-2201
大田市	大田市消費生活センター	0261-26-3225
飯山市	飯山市消費生活センター	0269-67-0726
茅野市	茅野市消費生活センター	0266-75-8188
塩尻市	塩尻市消費生活センター	0263-52-0280 (内線1129)
佐久市	佐久市消費生活センター	0267-62-7501
千曲市	千曲市消費生活センター	026-274-0820
東御市	東御市消費生活センター	0268-75-2410
安曇野市	安曇野市消費生活センター	0263-71-2100

※その他の町村でも相談を受け付けています。

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を
満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務につ
いて相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であ
れば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。